

今後のわが国の金融所得課税のあり方〔提言〕の概要

平成 19 年 2 月

金融調査研究会第 2 研究グループ

1. はじめに（検討の背景）

- 税制によって最適な資源配分が歪められないように、金融商品間における課税の中立性と、一般の個人投資家にとって簡素でわかりやすい税制を実現することが経済活力の維持・活性化の鍵
- 近年、欧米においては、簡素・中立で経済成長につながる税制の構築等の観点から、金融所得に対する税制の改革が進められている

北欧諸国	・ 1990 年代に「二元的所得税制」を導入
欧州	・ 2001 年にオランダで「ボックス課税」導入 ・ ドイツやフランスでも見直し
米国	・ ブッシュ政権下で税制改革案が取りまとめられ、配当課税の非課税化・分離課税化等を提案

○ 政府・与党の動き

・ 政府税制調査会

「平成 19 年度の税制改正に関する答申」(平成 18 年 12 月)
金融所得間の課税方式の均衡化、損益通算の範囲の拡大を柱とする金融所得課税の一体化を進めていくべき

・ 与党の税制調査会

「平成 19 年度税制改正大綱」(平成 18 年 12 月)
金融商品間の損益通算の拡大策等を検討の上、成案を得て、平成 21 年(度)からの導入を目指す

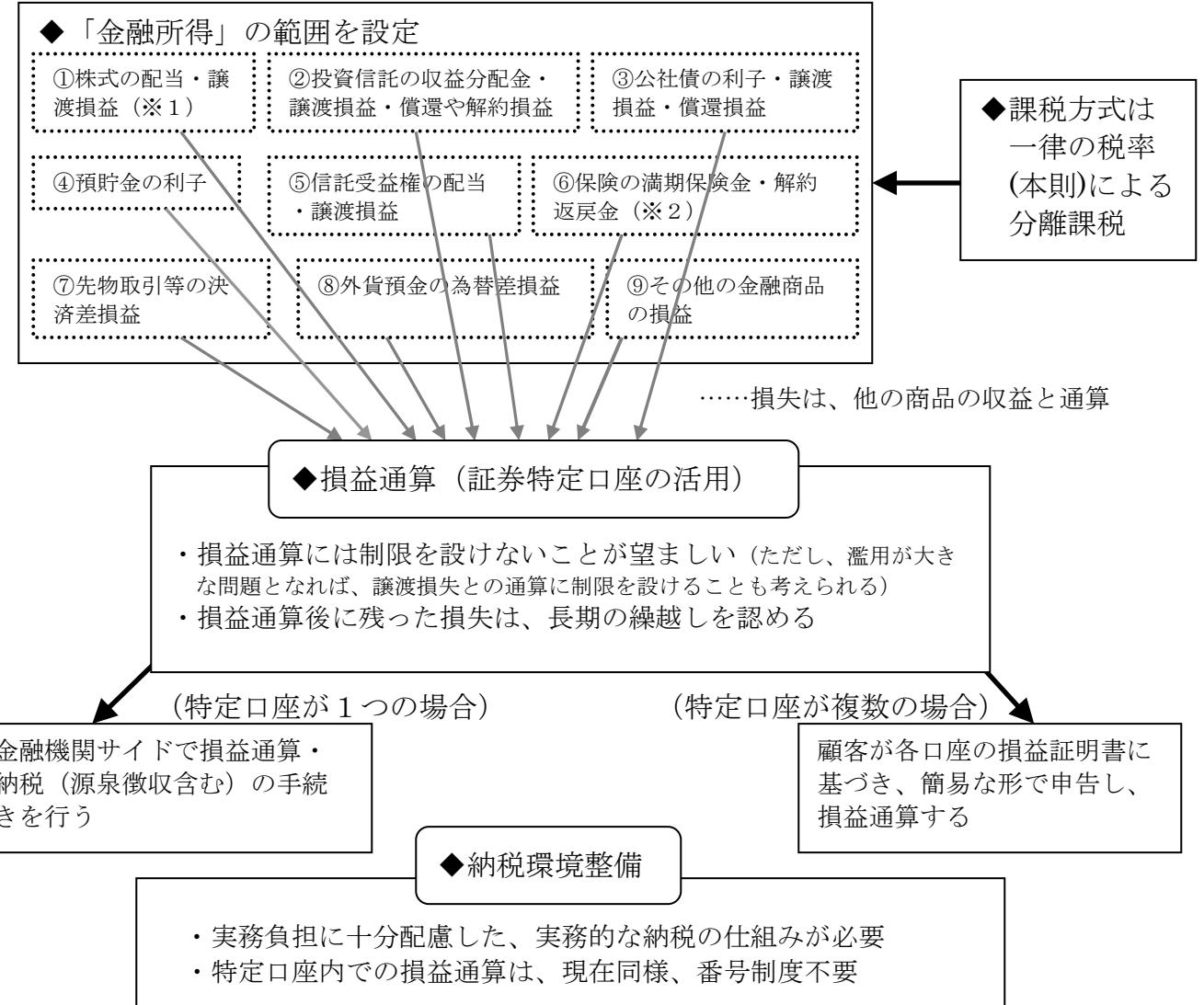
2. 金融所得課税に関する基本的考え方

金融所得課税に関する基本的考え方は、以下の 5 点に集約できる

- ① 課税方式の均衡化を図り、金融商品や所得分類による税負担の違いをなくしていく
- ② 金融所得の範囲で一律の税率による分離課税とする
- ③ リスクの異なる幅広い金融商品間で損益通算を認めるほか、損失の繰越しが出来る
- ④ 納税環境の整備は「証券特定口座」の活用を軸に考えていく
- ⑤ 株式配当の法人税との二重課税調整の問題や国際課税の問題への対応についても、並行して検討を進め措置していく

3. 新しい金融所得課税のスキーム

※ 1 : 大口株主を除く
※ 2 : 投資性商品を念頭



4. 実施にあたっての検討課題

- ◆ 市場への影響も大きく、実施に向けて、しっかりとした準備と経過措置が不可欠。早急に、税制当局、金融庁、金融・証券業界等による検討を開始すべき。その際、平成 21 年 1 月に株券電子化が実施予定であるので、これも踏まえて検討を進めるべき
- ◆ 中立的な税制構築の観点から、個人段階を念頭に、株式配当の二重課税の調整方法について引続き検討が必要。また、租税裁定行為など国際課税の問題への対処の観点から、欧米の動きも踏まえ、法人税負担を軽減する改革を進めるべき